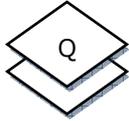




労働相談Q & Aで解決！

年次有給休暇①



年次有給休暇を申請したところ、上司から「ほかの社員は休まず仕事しているから考え直せ。」と言われました。

A 労働者から有給休暇の取得申請があったとき、会社は有給休暇を与えてはなりません。

ただし、業務繁忙期などの場合に限り、他の日に有給休暇をとるよう指定される場合があります。

解説はこちら

- 会社は、6か月以上勤務し、すべての労働日数の8割以上出勤した労働者に対して、10日以上有給休暇を与えなければなりません（労働日数が週5日以上又は労働時間が週30時間以上の場合。それよりも少ない場合は、一週間の労働日数等により異なります。）（労働基準法第39条第3項）。
- 労働者は、年次有給休暇をいつ取るかを指定することができますが、業務が繁忙であり、会社側でも代替要員の確保の努力をしたが、それでも業務に支障がでる場合など事業の正常な運営を妨げる場合は、会社は年次有給休暇を取得する日を変更することができます。
- 有給休暇を取得した労働者に対して、賃金の減額、昇級の可否の決定や賞与額の算定にあたって有給休暇取得日を欠勤扱いにするといった不利益な取り扱いが禁止されています。（労働基準法第136条）
- なお、平成31年4月1日から、会社は年10日以上有給休暇が付与される労働者（管理監督者を含む）に対して、その日数のうち5日については有給休暇が発生した日から1年以内に、日を指定して年次有給休暇を取得させなければなりません（5日以上取得済の労働者に対しては、指定は不要です）。その場合、労働者の意見を尊重するように努めなければなりません。

どうすれば？

- 就業規則の有給休暇に関する規定を確認しましょう。有給休暇を申請し、申請が認められない理由や状況を上司等に確認してください。別の日であれば取得できるのかなど上司等と相談してください。残っている有給休暇の日数や上司等と話した内容は記録に残しておきましょう。
- ほかの社員も同様に有給休暇申請が認められていないのか、可能な範囲で確認してみま

しょう。

- 上司等と相談しても有給休暇の申請が認められないときは、社内の相談窓口や労働組合にも相談してみてください。
- 自主的な解決が難しい場合は、労働基準監督署に相談することをおすすめします。

お問い合わせ

- 山梨県労働委員会事務局

〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1 山梨県庁北別館3階

電 話 055 (223) 1827

相談時間 8:30~17:00 (土・日・祝日・年末年始を除く)

URL <https://www.yamanashi.lg.jp/roudou-iin/>

- ◎ 山梨県内の労働基準監督署

甲府労働基準監督署 (管轄区域: 都留及び鯉沢労働基準監督署管轄以外の地域)

電 話 055 (224) 5616

都留労働基準監督署 (管轄区域: 都留市、大月市、上野原市、富士吉田市、南都留郡、北都留郡)

電 話 0554 (43) 2195

鯉沢労働基準監督署 (管轄区域: 南巨摩郡、西八代郡)

電 話 0556 (22) 3181